

令和6年度山形県建設キャリアアップシステム導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、建設技能者の就労意欲の向上や処遇の改善等を図るため、県内で建設業を営む事業者が建設キャリアアップシステムを導入する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「建設キャリアアップシステム」（以下「システム」という。）とは、国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知（令和2年4月1日付け国土入企第2号）により各都道府県あてに通知されたシステムをいう。
- (2) 「補助事業者」とは、県内で建設業を営むシステムの導入実績の無い事業者のうち、「山形県競争入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されている事業者で、山形県内に本店を有する者とする。
- (3) この要綱において「下請事業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (4) この要綱において「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、山形県が発注する全ての公共工事のうち、補助事業者が元請企業として実施する工事において、初めてシステムを導入する事業であって、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 導入する工事が、以下のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 災害復旧など緊急を要する工事
 - ロ 工期が30日以下の工事
 - ハ 工事の完成予定日が本補助金の交付を決定した年度の翌年度以降となる工事
ただし、第4条第1項第2号に定める現場利用料について、補助金の交付決定年度に係る分のみを対象とし、その日数が30日を超える場合は対象工事にすることができる。
- (2) システムに補助事業者を登録すること。
- (3) 現場で従事する技能者1名以上をシステムに登録すること。
- (4) 工事現場をシステムに登録すること。
- (5) 前号の現場にカードリーダーを設置し、30日以上就業履行情報を登録すること。

(交付の対象及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) カードリーダー購入費

システムに対応したICカードリーダーとし、1工事2台を上限とする。

(2) 現場利用料（カードタッチ費用）

システムを利用する技能者が就業履行情報の登録（カードタッチ）を行う際に発生する料金

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は96,000円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、事業開始日の30日前の日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第1号）

(2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 補助事業者は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の変更以外の変更とする。

(1) 補助金の額の増又は3割を超える減額を伴う変更

(2) 第4条第1項各号に掲げる経費ごとに3割を超える増減

(3) 30日を超える事業完了予定日の遅延

(4) 事業の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければ

ならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書(規則別記様式第2号)は、補助金の交付の決定に係る年度の9月末現在において完了しない補助事業について、同日現在の状況を記載した事業実施状況調書(別記様式第5号)を添付して翌月15日までに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業の完了した日(第7条第3項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過する日又は令和7年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書その他支払の事実を証するものの写し
- (4) システムに第3条第4号から第7号までの情報を登録したことを証明する書類
- (5) アンケート(別記様式第6-①号)
- (6) 技能者10名(現場で従事する技能者が10名未満の場合は全ての技能者とする。)に対して実施したアンケート(別記様式第6-②号)とその集計表

2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

3 概算払の請求は1回限りとし、請求額は当初の交付決定額の7割以内の額とする。

(帳簿の備付等)

第11条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、事業実施年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。